

平成23年
12 月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

平成23年12月16日（金曜日）

議 事 日 程

平成23年12月16日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第13号についてまで

追加日程第1 報告第1号 専決処分の承認を求める件

追加日程第2 追加議案第1号 平成23年度舟橋村一般会計補正予算（第6号）

追加日程第3 議員提出議案第1号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書

追加日程第4 議員提出議案第2号 「障害者総合福祉法のサービスと介護保険法のサービス」を当事者の意思で選択・併用を求める意見書

追加日程第5 議員提出議案第3号 並行在来線の持続可能な安定経営実現を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1 番	森	弘	秋	君	
2 番	塩	原	勝	君	
3 番	野	村	信	夫	君
4 番	明	和	善一郎	君	
5 番	山	崎	知	信	君
6 番	川	崎	和	夫	君
7 番	竹	島	貴	行	君
8 番	前	原	英	石	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金	森	勝	雄	君
副	村	長	古	越	邦	男
総	務	課	長			君
教	育	長	高	野	壽	信
						君
生	活	環	境	課	長	高
						島
						宗
						明
						君
会	計	管	理	者	笠	田
						恵
						雄
						君
総	務	課	主	幹	松	本
						良
						樹
						君
総	務	課	主	幹	吉	田
						昭
						博
						君
代	表	監	査	委	員	野
						村
						厚
						壽
						君

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	田	中	勝
---	---	---	---	---	---	---

午前 9時00分 開議

○議長（竹島貴行君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成23年12月舟橋村議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

○議長（竹島貴行君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 明和善一郎君。

○4番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています3項目について、村当局のお考えをお伺いいたします。

まず、第1点目につきましては、消防の広域化の進捗状況と舟橋村の対応計画についてお伺いをいたします。

富山県東部消防広域化協議会の協議会設立が4月に行われ、広域化の具体的な調整作業がスタートしました。今日までに数々の協議会や参与会、事務レベルの調整会議等が実施されていると思いますが、一方、村民への情報については、新聞やテレビのニュース報道で一定の情報は得られてはおりますが、舟橋村の進む方向及びこれまでの会議の結果を踏まえ、情報の出せる事柄について情報開示を要望いたします。

村民への情報として、1、広域化による舟橋村のメリット・デメリットについて。

2、救急業務については立山町との協議により1年間の継続となりましたが、新体制が稼働するまでの間に空白期間の発生することはないのですか。もし、空白期間が発生した場合の対応についてはどのようなになるのかお聞かせください。

3、12月7日の協議会で話し合われた広域化の方式を一部事務組合とすることや、舟橋村に分遣所を設置することを新聞の情報として得ておりますが、これらの内容について詳しくお聞かせください。また、分遣所の配置案を受けて、村として、分遣所の設置場所、規模や内容について、またいつごろまでに建設予定地の設置場所周辺の住民の方々の了解を得るために実施されるであろう説明会や意見交換会の開催をどのような方法でとっておられるのかお聞きします。

4、協議会参加自治体ごとの負担金の想定金額については、どのようになっているのですか。先日のニュースでは、全体で20億円程度の予算が考えられているとありましたが、舟橋村としてはどの程度が考えられますか。

5、舟橋村から広域化協議会への職員の派遣については考えておられますか。

消防広域化関連の内容として、これらの事柄についてお考えをお伺いいたします。

時期的に各地区自治会では、万雑会、新年初会など情報伝達のよい機会ですので、詳細な説明をお願いいたします。

次に、2点目として、オレンジロード等の歩道に設置されている街路樹の今後の管理計画についてお考えをお伺いいたします。

村道に併設されている街路樹も植栽後の年数の経過に伴い、元気に育ち、地上1メートルの高さで幹回り112センチになってきているものもあります。オレンジロードの東芦原から中学校グラウンド角までのエンジュの木は9本枯れたため地際で伐採されていますが、その後の修復・管理は何もされておりません。京坪川堤防の桜並木は、今年度、県の「さくらの名所70選」に選ばれたことはそれぞれニュースでご承知のことと思いますが、オレンジロードを通行される大型車にとっては、枝が車体につかえて傷をつけることの心配をされており、整枝、高さの工夫が必要と思われますが、いかがお考えですか。

役場前のケヤキの木は、現在は電線につかえてはおりませんが、今後もう少し大きくなれば富山市の県総合庁舎横で見られるような状況になるのではないのでしょうか。早い時期からの対応計画が必要だと思われます。

また、中学校周辺では、グラウンドに設置されています防球ネットの目をくぐりカシの木が伸びており、ネットへの影響はどのようにお考えですか。積雪期を迎えようとしていますが、整枝の予定はないのですか。中学校の職員室横のポプラの木は非常に大きくなり、本校に設置してある時計も確認できない状態にあります。

樹木の管理計画を早急に樹立して、整然とした緑地帯の確保に努力するお考えについてお伺いいたします。

次に、3点目の食育教育の充実とこれからの対応についてお伺いいたします。

以前にも食育教育について質問をしていますが、再度お聞きします。

食農教育・食育教育については、保育所、小学校、中学校の園児、児童生徒を対象にいろいろな取り組みを実施されておられますが、先日、県の食育担当者に県下の自治体

での取り組み状況についてお話をお聞きしましたところ、食育協議会の設立、協議会の開催が全く計画されていない自治体や食育教育計画の全くないところは数カ所であり、舟橋村もその中の一つであることをお聞きしました。

県下では早い時期に計画書をつくられた市・町では見直し作業に入っていることもお聞きしました。舟橋村でも早い時期に関係機関の職員や食材の生産農家など関係者の意見を聴取して、より内容の充実した計画書をつくり上げ、取り組みに反映されてはどうかと思いますが、お考えはいかがですか。

なお、一例ですが、完全給食になっている舟橋村での取り組みとして、小学校、中学生の児童生徒が自分でつくるオリジナル米粉パンづくり作戦は、米粉、ご飯を使い、コパン、ゴパン製造器を活用しながら挑戦するもので、それぞれの個性が生かされた取り組みになり、食についてのチャレンジの向上に結びつくのではないかと考えます。

以上、消防の広域化、樹木の管理計画、食育教育の3項目についてお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（竹島貴行君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 明和議員の、消防広域化の進捗状況と舟橋村の対応計画についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

平成18年6月に市町村消防の広域化の推進を主な改正内容とする「消防組織法の一部を改正する法律」が施行されました。平成20年3月には富山県消防広域化推進計画が策定されましたことを受け、県東部8市町村で消防広域化研究会を立ち上げ、広域化に向けたさまざまな課題の検討をした結果、各自治体の立場の違いもございまして、最終的には魚津市、滑川市、上市町及び舟橋村で今年4月1日に「富山県東部消防広域化協議会」を設立し今日に至っていることは、議会全員協議会等でその都度ご説明をしまいいりました。

現在協議会事務局から示されています広域化スケジュール案では、平成24年12月までに一部事務組合設立に向けた関係市町村議会の議決を行い、県知事の組合設置許可を受け、25年4月に広域消防組合を発足させる予定で協議を重ねております。

具体的な協議内容は、組織、職員の処遇・配置、経費の負担、車両、資機材の配備等多岐にわたり、調整検討項目は160項目を超えております。

先ほど議員からもお話ありましたとおり、実務者による専門部会、課長レベルの幹事

会、副市長村長レベルの参与会でそれぞれ協議され、首長で構成されております協議会で最終決定される組織体制の中で、去る６日開催されました協議会で、一部組合方式での設立が各市町村長の間で最終合意されたと新聞各紙で報道されております。

村は、当初から非常備消防の解消を図る目的で、この協議会に参加しております。先日の協議会の席上、協議会会長であります澤崎魚津市長から、舟橋村に分遣所を設置する体制を構築すると正式に発言がございまして、了承されたと聞いております。長年の懸案事項でございました非常備消防が解消されることとなった上に、救急車を常備する体制が確認されましたことは、安心・安全なむらづくりを目指してきました村にとりましては大きな一歩であり、大変喜ばしいことと思っております。構成団体のご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

現時点での施設整備計画案では、組合発足後最初に消防司令センターの整備を行い、現在各消防署が行っている司令業務を１つに統合する必要があることや、職員の採用計画等流動的要素を踏まえすと、分遣所開設時期は平成２６年度以降と予想されます。設置場所につきましては、救急車両としての動線、安心・安全なまちづくりの観点から選定すべきと考えておりますが、協議会事務局とも十分協議いたしまして、候補地が決まれば地元自治会等に協力要請をしてまいりたいと考えております。

当然、協力要請をするということになりますと、協議会事務局の職員も同行して具体的な内容ということにもつながっていくかと思っております。

消防本部組織が３課、３消防署、１分遣所体制と決まりましたので、今後は職員数・職員配置計画と費用負担の協議が中心となります。第３回参与会では、消防司令装置の整備に５億円強、はしご車等の車両整備費や施設設備改修費等で３億円前後、広域化に伴う直接的な経費ではございませんが、消防救急無線のデジタル化に約１０億円の費用が見込まれ、その負担方法と負担額が各団体別に概算で示されました。

村の負担割合は、人口・財政規模割で全体経費の約３％強、一部事務組合化されますと毎年負担金を納めることとなりますが、最も負担額の多い年で３，７００万円程度と示されました。消防広域化を目指した整備ですので充当率９０％、その５０％は交付税算入される起債が適用され、財政的には単独整備に比べ大変有利となります。

しかし、細部が固まっていない中で試算されました財政シミュレーション数値でございます。さらに、６日の協議会の決定を受けまして、事務局から積算根拠を見直した新たな提案があるとも予想されます。合意されています事項は、一部事務組合で広域化す

ることのみで、経費面での協議はまだまだこれからでございます。今申し上げました数値は、あくまで先般の参与会で示されましたもので、今後見直されることもあることをご理解願います。

分遣所には、救急隊員1班3名、3交代勤務で9名、それと責任者1名、計10名の職員が必要と説明を受けております。その人員は広域化協議会構成団体の消防職員を中心に派遣していただく計画で、大きなメリットを受ける村としましては、職員人件費の一部を含め応分の負担はすべきでございますが、何分財政規模の小さな村でございます。体力以上の負担はできません。今後とも施設整備面、費用面ともに慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

平成25年3月31日で立山町との救急業務委託契約が期限を迎え、その後の対応はどうなるかのご質問でございますが、村は平成25年4月に正式スタートします組合の構成団体となりますので、一部事務組合での対応となると思っております。

今ほど申し上げましたとおり、組合がスタートいたしましても、司令センターが運用されなければ、各消防署の司令業務は一元化されません。完成するまで119番通報はそれぞれの消防署につながると聞いております。そのため、舟橋村からかける119番通報は、一元化されるまでは上市署か滑川署が受け皿となって運用される可能性もございます。命にかかわる重要な事柄でございますので、各団体のご理解を得て、より安心して生活できる環境となるよう努めてまいります。

広域化に伴い村職員の派遣を考えているかのご質問につきましては、このことにつきましてもまだ協議会の中で正式に検討されておられません。先般組織体制が決まりましたので、本部と3消防署、1分遣所に配置する消防職員数が確定されました後、事務職員人事についても協議されるものと思っております。

今ほど申し上げましたとおり、村は分遣所設置に伴い大きなメリットを受けます。応分の負担の範疇には金銭的な面ではなく人的な面も考えていかなければならないと思っておりますが、このことにつきましても、協議会の中で村の気持ちを伝えてまいりたいというふうに考えております。

今申し上げましたとおり、広域化に向けました協議はこれからが細部の詰めとなります。これからも随時議員各位に計画報告を行い、広域化が円滑に、そしてより一層安心・安全な村づくりとなりますよう、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（竹島貴行君） 生活環境課長 高島宗明君。

○生活環境課長（高島宗明君） ４番明和議員さんのオレンジロードなどの歩道に設置されている街路樹の今後の管理計画についてのご質問にお答えいたします。

街路樹は、まち景観を美化するだけでなく、花を咲かせ、あざやかな紅葉が季節の移り変わりを知らせてくれます。また、夏の強い日差しをさえぎったり、排気ガスや騒音をやわらげて道路沿いの環境を守ります。さらには、いきいきとした緑は私たちの心に落ちつきと安らぎを与えてくれるなど、道路の環境に対しても大切な役割を果たしているものであります。

また、その一方では、街路樹は議員さんが指摘されたように、高木の街路樹は、枝が電線や街路灯、道路標識などにかかったり、根が舗装や植栽ますを持ち上げているところもありまして、環境美化から見ましてマイナス要因の部分を持っております。

現在、村が管理する樹木の剪定に当たっては、樹木の良い生育及び車歩道の安全性の確保と景観保持の見地から、適宜造園業者をお願いしております。その際には道路標識などが十分確認できること、また街路灯付近では夜間の照明機能が確保されていることなどを指示しております。

今後より適切な維持管理ができるよう適切に道路パトロールを実施いたしまして、随時剪定を行ってまいりたいと考えております。

また、街路樹の植えかえ等につきましても、樹木の生育の状況を見極め、関係自治会の意見などもいただきながら、一層景観の向上と潤いある生活環境の保全に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、食育教育の充実とこれからの対応についてお答えいたします。

まず、食育推進計画であります。これは食育基本法に規定されておまして、法律の目的には、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関する施策の基本となる事項を定め、施策を推進することで、健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与する文言となっております。

次に、食育推進計画の作成のことは、食育基本法第１８条第１項に努力義務として規定されております。先日、県内市町村の計画の作成状況について、所管する県の農林水産企画課に問い合わせたところ、１５市町村のうち作成済みが７市町、今年度作成予定が２市町であり、議員ご指摘のとおり、本村がまだ作成していないのが事実であります。

しかしながら、一方本村では食育事業に取り組み、県の補助事業であります「元気とふれあいの学校給食づくり事業」を活用しまして、小学校児童を対象にした、もち米の田植えから収穫までと大豆の播種から収穫までの体験学習を実施しております。さらには、収穫したもち米と大豆を使用したもちつき集会と豆腐づくり教室を開催し、事業の成果を上げております。

なお、この元気とふれあいの学校給食づくりは、去る平成19年6月議会で議員さんから情報をいただいて、平成20年から実施しているところであります。

また、同期から保育所におきましても、議員さんの畑をお借りしてまして、ちびっこ農園を開設させていただき、各種野菜の作付けから収穫までの体験保育が行われております。

いずれの事業展開におきましても、議員さんの協力により成り立っているところでありまして、改めて深謝申し上げます。

一方、学校給食におきましても、米飯には舟橋村産100%米を使用するようになったこと、また近年村内の農家が生産しているネギ、ニラ、カボチャ、大豆等も食材に使用されていることなど、地産地消の対応にも前向きに取り組んでいるところであります。

このように、議員さんをはじめ学校、保育所、農協等の連携のもとに食育事業の取り組みが支障なく進んだことなどの経緯から計画の作成に至らなかったことを深く反省しているところであります。

今後も議員さんをはじめ関係する皆様の協力を得ながら食育事業を推進するとともに、食育推進計画の作成に努めてまいりたいと考えております。

次に、「ゴパン」についてであります。今月発売されます新型ゴパンでは、玄米や精米からだけでなく冷や飯からも食パンをつくるという製品であるとマスコミ報道されていますので、食育や米の消費拡大だけではなく生ごみの減量化にもつながりますので、今後食育教育の推進からも教育委員会とも十分検討させていただきたいと考えておりますので、議員のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（竹島貴行君） 明和善一郎君。

○4番（明和善一郎君） 今ほど答弁いただきましたが、消防広域化につきましては、やはり皆さんに説明できるようなパンフレット方式の物を何かつくっていただいて、それをもとに各自治会で行われる会合等で皆さんに周知徹底をしながら、安心・安全のため

にこうやっておるんだということを説明していきたいと思いますので、もう一歩進んで何かそういった物をつくっていただければというふうをお願いをいたしたいと思います。

それから、2番目の学校のほうの話が全然ふれてなかったんですが、県道沿いの飛び出ているやつはものすごい量です。それから、村道海老江西部線のほうは、去年かなりの切り込みがあったもんですから大分緩やかなほうですが、あの枝に雪が積もった場合にネットがばさばさばさと切れるというおそれがあるんですが、それらの監督管理、そういったものをもう一度お話し願いたいというふうに思います。

それと、食育教育の話ですが、きのう、上市の担当者がたまたま用事がありまして私のところへ寄ってくれたんですが、上市町では地産地消と食育と合体した体制を整えてということで、平成18年、私、仕事に行っておったときにつくった協議会の中で話を進めさせてもらっておると。だから、単独の食育教育関連のものはないということだったんですが、舟橋村の、県からの指導とアンケートというものが、つい先日来ておるかと思います。それにお答えなされたのが、取り組みをする予定はないというところに丸がついておるということですから、全然やる気がないということでないかと思いますが、この点はいかがになっておりますか。課長が答えにくかったら、村長のほうからよろしくをお願いします。

○議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 明和議員さんの再質問にお答えいたします。

学校周辺の樹木の管理のことで指摘されたわけであります。私は先日、課長の答弁にありましたように、村内をくまなく見て、枝なりが雪の重みで下がりますと、これは停電の原因になったりいろんなことに波及するわけでありますので、十分見回って、早急にそういった箇所につきましては、枝を落とすなり業者をお願いせいと、こういうふうに表示しておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

それから、食育の関係でございますけれども、今課長が答弁したとおりでありますけれども、私は、やはり舟橋村の基幹産業は農業であると。そしてまた、日本海側といいますか、富山県、舟橋村を含めてですけれども、水稲単作地帯であります。

そういった中で、何といいますか、野菜づくりというのは皆さん一生懸命になってやっておいでになるわけですから、そういったことに報いるといいますか、そういう農家の皆さんにぜひそういった学校給食なりに使って、そしてまた非農家の方々にもそういった理解を得て食べていただくと、そういう機会も大変必要だと思っております。

そういう意味で、そういった地産地消の観点からも食育の推進計画の中に織り込むと。あるいはまた、そのメンバーの中に入ってもらって、いろんなご意見をいただいて、そして計画をつくり上げるということも大変重要なことだと私は思っております。

明和議員さんからご提言がありましたので、十分調査研究いたしまして、早急にそういった取り組みに入りたいと、こういうふうに思いまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（竹島貴行君） 6番 川崎和夫君。

○6番（川崎和夫君） おはようございます。

通告してありますオレンジ・パークの有効活用について、昨年6月の定例会で、オレンジ・パークの有効活用と遊具施設の充実ということで質問いたしました。そのときの質問については議事録に載っておりますので、詳細については省略させていただきますが、答弁で、業務委託の範囲や住民参加型により維持管理ができる体制の確立に向け検討する時期に来ていると。また、住民と行政との協働により一人でも多くの人に愛される公園のあり方を協議する京坪川河川公園保全・活用方針協議会を設立して、樹木等の維持管理及び水辺、遊具等の整備について対応を検討すると答弁にありました。

舟橋村は平成20年2月に富山大学の地域連携推進機構と協定を結び、その母体となります地域づくり連携会議を設立してきました。そのねらいは独立行政法人である富山大学の持つ経験と知識を本村のまちづくりに活用することにあると思います。

昨年の8月には京坪川河川公園の有効活用にかかわる第3回目のまちづくり塾を開校し、ワークショップ形式による住民の意見を反映しながら改善に向け検討する「オレンジ・パーク舟橋運用改善プロジェクト」を発足させ、進めてきたわけです。その後6回にわたるワークショップを経て、平成23年、ことしの3月に改善計画をオレンジ・パーク舟橋のリニューアル構想としてまとめ上げ、村に答申されました。

プロジェクトでは、住民の公園利用状況や要望を把握し、今後の運用や利用方法の改善のためアンケートを昨年の8月から9月にかけて実施しました。一般住民974世帯中19軒の回収率で約2%、学童対象は小学校5年から中学校3年の200名を対象として191軒で回収率95%となっておりますが、住民の意見、民意の反映としてのアンケートとしては偏りがあったのではないかと考えております。一般住民のアンケートの回収率を上げるための努力が必要ではなかったかと思っております。アンケート分析で年齢別意識の変化、層別分析も必要ではなかったかと思っております。

ことしの3月の答申を経てから約8カ月が経過しようとしていますが、状況は何も変わらず以前のままであります。村として今回のプロジェクトの提言に対して真摯な検討をなされたとは思いますが、提言を受けた中で、村として具体的に何をやる計画があるのか、またその計画を実施するための工程表があるのかお聞きします。

今回のプロジェクトは、まちづくり塾で取り上げたテーマについて住民に親しまれる身近な公園として利用が促進されることを目指し、住民がみずからの意見や要望などを議論し、また提言するためのプロジェクトであったかと思います。そういう意味では、今後の舟橋村のまちづくり塾、プロジェクトのあり方を考える大事な問題であるのではないかと考えます。

また、今回のプロジェクトに参加されたメンバーの方々に対しても、それぞれ忙しい中で参加されたわけですから、何らかの形で当局として考えを示す必要があるのではないかと思います。

以上です。

○議長（竹島貴行君） 生活環境課長 高島宗明君。

○生活環境課長（高島宗明君君） 6番川崎議員さんの、オレンジ・パーク舟橋の運用改善プロジェクトについてのご質問にお答えいたします。

平成19年に供用開始いたしましたオレンジ・パーク舟橋は、地域住民の生活環境に大切な、健康増進やコミュニティ活性化のために建設された憩いの空間であります。

しかしながら、地域づくりに関連した住民アンケートや住民の提言など、これまで多方面から寄せられた意見を集約しますと、公園に対しての有効活用や運用改善にかかわる意見が多くありまして、住民には、本村が河川公園として国から補助をもらって完成した経緯を十分理解されていないことが要因であると思っております。

この現状から、オレンジ・パーク舟橋の利用者への理解と利用・運営形態の改善を図る趣旨から、昨年10月、10名の住民有志と役場職員で構成する「オレンジ・パーク舟橋運用改善プロジェクト」によるワークショップが6回開催されまして、最終のワークショップで、リニューアル構想（案）がまとまり、ことしの3月に答申されたのであります。

しかしながら、このリニューアル構想（案）は、村の構想とは離反する項目も多くあり、また事業費も高額なため、現在は担当課で再検討中であります。

具体例を挙げますと、リニューアル構想（案）では、遊具の設置やバーベキュー広場

の整備などハード面の部分が多く、維持管理や具体的な利用形態などのソフト部分では、提案が漠然としたものになっております。

この構想策定は住民と行政による協働型プロジェクトでありますから、単に住民の要望を聞くだけのものではないと思っております。

また、構想を実現するためには双方の役割を明確に位置づける必要があります。

その仕組みを具体的に言いますと、例えば新たに花壇を整備する場合、花壇を整備することが行政の役割であれば、その花壇をどのように活用するかは住民の役割であり、それぞれの役割分担が明確になって初めて具体的な構想ができ上がるものであると考えております。

この後、年度内にはリニューアル構想を再策定いたしまして、平成24年度には整備計画及び実施設計に取り組んでまいりたいと考えております。

リニューアル構想（案）の答申からかなりの日数が経過しまして村民の皆様大変ご迷惑をおかけしておりますが、いましばらくの猶予期間をいただきますようお願い申し上げます。私の答弁とさせていただきます。

○議長（竹島貴行君） 川崎和夫君。

○6番（川崎和夫君） 答弁ありがとうございます。

今回の件に関して、リニューアル構想に対しては再作成して24年度には整備計画、実施計画に取り組むとのことですので、今後の整備については見守っていきたいと思います。

しかし、質問した今回のプロジェクトに対して、参加された方々に対しての説明責任が答弁にはなかったように思います。また、今後この種の協働型プロジェクトを実施する場合、行政と住民の意思疎通を図り、問題の共有意識を持つことが非常に大切になってくると思います。

今回の経験をもとにして、今後のワークショップのあり方についてどのように考えられますか、お伺いしたいと思います。

○議長（竹島貴行君） 生活環境課長 高島宗明君。

○生活環境課長（高島宗明君） 川崎議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず、リニューアル構想（案）に対する説明責任についての再質問であります。この後リニューアル構想を再構築いたしまして、オレンジ・パーク舟橋運用改善プロジェクトの委員の方や住民の皆様にご報告してご理解をいただきたいと思います。

また、協働型プロジェクトに対する認識につきましては、議員ご指摘のとおり、協働型プロジェクトとは住民と行政が共通の目的を持って双方の役割と責任を果たすことであります。

しかしながら、今回の提案されました構想（案）は、行政が行うハード面部分がほとんどであります。住民が担うソフト部分が不透明なものでございました。

今後のワークショップでは、今回の反省を踏まえまして対応してまいりたいと思っておりますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（竹島貴行君） 1 番 森 弘秋君。

○1 番（森 弘秋君） 先日新聞の舟橋村、首長のきょうの予定欄を見ると、辞令交付というふうに書いてありました。今ごろ、だれの辞令かなと確かめてみますと、県総合県税事務所の職員が数カ月間役場に来て、税職員と税事務の勉強をすると、その辞令の交付でありました。大変結構なことだというふうに思っております。たまたま派遣職員が、かつての、私と机を並べた部下であったので、よろしく頼むというふうに言っておきました。

私は、最初に予算書を見まして、いや村内にも滞納者がいるのかと全く驚いた次第でございます。とくと差し押さえ等勉強し、実務に生かし、預金、給与等の差し押さえを実施し、少しでも滞納額を減少したらよかろうと思うのであります。

さて、今回は今臨時国会で議論されておりました国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が成立したときの村の対応について質問する予定でありましたが、今法案は来年の通常国会に持ち越され、継続審議となりました。

ご存じのように、地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第6項での規定により、法第25条で規定され、支給されております。法第26条では人事委員会は毎年少なくとも1回給料表が適当であるかどうかについて議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額が増減することが適当であると認めるときは、あわせて勧告することができるとあります。

舟橋村におきましても、過去を見ると、県の人事委員会の勧告に基づき、県に準拠し減額の措置を講じております。本年も臨時議会で減額の措置を講じました。

さて、東日本大震災の復興財源の一部となる国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が6月に閣議決定され、その内容は国家公務員給与を平均7.8%引き下げ、そし

て法律の公布の日の翌々月の初日から平成26年3月31日までの期間とするとなっております。ただし、本年の人事院勧告は見送るとあります。

これは特例法案が人事院勧告を含むとの解釈だそうでございます。ところが、今回の臨時国会では、先ほども申しましたように、本法案は成立がならず、来年の通常国会に先送り、継続審議となりました。政府は、この臨時特例に関する法律案は地方公務員に波及しないと言っておりますが、他面、国、地方にかかわらずやっていかねばならないとも言っております。

ところで、舟橋村の給与は、給与指数であるラスパイレス指数は平成22年で90.3であります。舟橋村は地域手当が支給されていませんので、若干数字が挙がるかもしれませんが、県内で15市町村のうち14番目、朝日町に次いで後ろから2番目であります。一昨年は13位でした。

舟橋村の職員はいろんな分野の仕事をこなしておられます。そのため、一抹の不安もあると思っております。

視点を変えて、普通会計決算、性質別の人件費の割合は、平成22年度の舟橋村は13.06%であります。5町村での平均人件費の割合は16.24%ですから、3.18ポイント低いわけであります。立山町は17.39%ですから、我が村は4.33ポイント低いと。上市町は16.23%ですから、3.17ポイント、私ところの村が低いわけであります。一昨年の21年度の舟橋村は10.38%でありました。このときも5町村の平均人件費割合は17.42%ですから、7.04ポイント低いと。立山町は19.35%、上市町が17.22%でありました。

ちなみに、22年度の富山市の割合は16.38%、隣の滑川市は14.36%でした。

先ほども申しましたが、舟橋村のラスパイレス指数は13.06です。非常に低いわけであります。舟橋村の23年度人件費割合は、補正段階で15.4%と聞いておりますが、あくまでも予定数値でございます。決算数値ではございません。もちろん人件費比率は低いにこしたことはございません。今日の主流はいかにして人件費を切り詰めるかであります。

いずれにしても、本臨時特例に関する法律案が施行され、地方でも実施されればダブルパンチを食らうわけであり、職員の皆さん方が、財政多難な折とは考えますが、日夜仕事に頑張っております職員の処遇の改善を考えてもよいのではなかろうか。

したがいまして、仮に国家公務員の特例法案が可決され、地方公務員に波及した折には、必ずしも準拠にこだわらず、でもよいのではないか。あるいは、自治体での反論もあるかもしれません。

特例法案が施行され地方にも波及があったとき、仮に準拠しなければいろいろところで弊害があるとすれば、せめてラスパイレス指数を2から3上げて10位もしくは11位になれば、指数はおおむね94.0であります。また、正職員の増大も考えられます。どこかですることが考えられないか、であります。

舟橋村のお家の事情もありましょうが、そういったラスパイレス指数のこと、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案のこと等をトータル的に考え、職員の生活を守る、職員のやる気を起こさせる、を考えられてもよいのではないのでしょうか。

職員もまた平時の研修を重ね、住民へのサービスに努め頑張っていたきたいと思います。

まだ、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の先行きは不透明でわかりませんが、県の人事委員会の勧告に準拠し、所要の改正、本特例法案の実施、本村のラスパイレス指数等を踏まえた村長の今後の対応についての考えをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 森議員さんの質問にお答えいたします。

国家公務員の給与につきましては、去る9月30日に勧告されました人事院勧告によらず、国の厳しい財政状況と3月11日に発生いたしました未曾有の東日本大震災の国難に対処するため、平成25年度末までの2カ年に限りまして平均7.8%減額する「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」が10月28日閣議決定されまして、国会で審議されておったのであります。

その審議の過程におきまして、自民・公明党の案では、人事院勧告を実施した上で、さらに7.8%減額するよう求めておりました。さらには、地方公務員給与の削減を自治体に求める規定を新たに盛り込むといったことを主張しておりました。しかしながら、今、森議員さんがおっしゃったように、与野党3党による調整がつかず、来年の通常国会に先送りされたということであります。

しかしながら、地方公務員の給与につきましては、この閣議決定の中で「地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切な

措置を講じられるよう期待する」というふうに表示されているわけであります。

一方、地方公務員の給与の圧縮による地方交付税の減額も論議されておりましたけれども、過日の全国知事会をはじめ地方6団体から、平成24年度地方交付税の総額で今年度並みの確保をしていただきたいというふうな申し入れが行われまして、そのような、国のほうへ要望をされているところでもあります。その中で富山県知事も、石井さんも5月の全国知事会議で、地方自治体の条例で定める地方公務員給与に対する国の関与を否定し財源面で追い込むことはないとの片山前総務大臣の発言を踏まえまして、財務省の方針を理論の飛躍であり、地方への波及は筋が違うというふうに批判しているところでもあります。

私から申すまではございませんが、ご承知のとおり、人事院勧告というものは、公務員の労働基本権を制約しているということの代償でありまして、その労働基本権と申しますと、組合活動をひとつ抑えるような話になるわけではありますが、団結権、あるいはまた団体交渉権、あるいはまた争議権を労働三権と言っておるんですが、これを抑えているわけでありまして、その代償として人事院勧告に従うようにというようなことになっているわけであります。

一方、連合系の労働組合が、人事院勧告の廃止や、労働条件を交渉で決める協約締結権の付与を盛り込んだ公務員改革関連法案の成立を条件にしたんじゃないかと。そして、それによってこのような大幅な給与削減に同意したというふうな、一部のマスコミでは報道されているところでありまして、こういった事実関係は不透明でありますけれども、何かしらそういった黒い霧があるように感じておるわけであります。

地方公務員の給与につきましては、森議員が発言されたとおり、地方公務員法第24条第2項の規定によりまして、職員の給与は生計費及び国及び地方公共団体の職員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないということでありまして、これはすなわち、それぞれの地域の実情に応じて住民の理解が得られるものでなければならないということも言われておるわけでありまして、このことは地方公共団体の裁量に委ねられているというふうにも理解しているところでもあります。

そういう点で、先ほど森議員さんがおっしゃったように、舟橋村の職員のラスパイレスが90%台であるということで非常に低いと。県下では15市町村があるわけでありまして、下から数えて2番目であるというような状況で、何か検討すべきでないかという話もされました。これにつきましても、私なりに、やはりそれなりの、何といいます

か、職員の給与の引き上げ等についても十分検討していかななくてはならないと思っております。

ただ、それが、年代別の職員構成、あるいはまた勤務年数等もございますので、そういったバランス等も見ながら総体的な判断をして、幾らかでも職員の、勤務意欲といいますか、そういったことにも跳ね返ってまいりますので検討してまいりたいと、こういうふうに思っております。

ただ、やたらと給与が低いからこうだと、ああだというふうな意味でなくて、職員のレベルも上げていかなきゃならん相対関係にあるというふうにも理解しているわけであります。

いずれにいたしましても、私は、こういった国の、今の野田内閣の取り組んでいるような状況を踏まえて、どのようになっていくのかといいますか、今後、国政のいろんな課題がございます。そういった動きも注意しながら見守っていききたいと。そしてまた、そういった関連法案が成立されたときには適切に対応してまいりたいと、こういうふうにも考えておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

いずれにしましても、先ほど森議員さんがおっしゃったように、村の人件費が幾らであると、予算に、あるいはまた決算に対してどうだという話も、どうか皆さん方もよくいろいろと検討していただいて、お互いにそういったことを、協議会の設置なり、議論させていただきたいというふうに思っているわけであります。

その他いろいろと村のことはあると思います。職員は努力している。いろんなその他もあります。そういった意味で、皆さん方の忌憚のない、こういった議会等の場所で述べていただいて、話を聞かせていただければ幸いだというふうに思っております。

いろいろと雑談を申し上げましたけれども、私の答弁にかえさせていただきたいと思っております。

○議長（竹島貴行君）　ここで、暫時休憩いたします。

休憩は１０時１０分までといたします。

午前１０時００分　休憩

午前１０時１０分　再開

○議長（竹島貴行君） ただいまの出席議員数は８人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

２番 塩原 勝君。

○２番（塩原 勝君） 質問いたします。

舟橋村は面積で「日本一小さな村」ということになっておりますが、小さいということでは自慢にならないと思うわけであります。内容が充実している面で日本一であればいいわけであります。ですから、これからも大きな夢を持って、そして計画を立てて進んでいきたいものだというふうに考えておるわけであります。

面積が小さいということであれば、当然ながら、いろんな史跡・名所も少ないわけであります。また、いろんな施設とか設備も、そんなに立派にするわけにもいきません。しかし、現在のままでいいかという、いろんな課題もたくさんあるように思っております。

この舟橋村ですが、文化財として富山県で指定されているものはたった一つ、無量寺の本尊があるだけであります。じゃ、そんなに何もなかったかというと、やはり過去にもあったし、現在もあるというようなものもあるわけですから、といいますと、竹内の新名所は、私は、前も後ろも四角い前方後方墳というふうに思っておりましたが、一昨年ですか、県の埋蔵文化財センターの研究員に図書館で小さな講演会をやってもらいましたところ、これは前方後方墳だと思われる。ただ、形が相当崩れた古いものであるというお話。ついでに言っておきますが、何度か図書館主催で小さな講演会をやりましたが、そんな中でもずば抜けて私としましては興味、関心が持てる内容でありました。舟橋村の埋蔵文化財を中心に幾つかのものを持ってきていただき、そしてまた戦後の舟橋村の移り変わりが本当によくわかる話であったわけで、今度、何かの機会に埋蔵文化財センターの研究員中心に舟橋村のいろんなことをまとめていただけたらいいなというふうにも考えております。

それから、仏生寺城、これもなかなか立派なものだったと聞いておりますが、そしてまた、舟橋村としては、白岩川が改修される前は非常に清水堂のほうから竹内の近くまで大きく蛇行していて、そして湖沼と言えいいですか、沼や小さな湖みたいものがたくさんあって、それにかかわる伝説等もあったわけであります。「松田の涯」などと言われたんでしょうか。それから、「ばんどり騒動」の決起集会が行われた無量寺。そしてまた、無量寺にかかわる伝説等もいろいろと舟橋村にはあるわけですが、残念ながら、こ

これらのものはあまり映像とか、あるいは音声などの案内板もなかったり、そしてまた、まとめられていないと。

かつての教育長の館鼻先生が出されたものではある程度詳しく書いてありますが、それでも一般の人たちはそんなには知っておられないんじゃないかなというようなことも考えるわけであります。

それから、カモシカが図書館に入ったということも話題性が高く、これをもとに絵本もできましたが、もっと何かあればいいなというふうにも考えております。

そういったことで、それらの内容がわかるような案内板みたいものも、現在の段階ではまだないわけです。そしてまた、先ほど言いました埋蔵文化財のことにつきましても、今までに基盤整備とか、あるいは住宅の関係でいろいろと試掘をやり、そして本調査が必要な場合には県の埋文の人たちにお願ひし、そしてその費用はもちろん開発する業者にお願ひしながら、そしてそこから発掘された物はいいますと、役場、あるいは県の埋蔵文化財センターのほうで保管されているだけという形になっております。

教育委員会としては、発掘ごとに教育長の巻頭言をもとに、ほんの薄っぺらい冊子に内容をまとめてきたわけでありますが、どっちかという、一般の人にはちょっと見ても、文字で書いてあるだけですから関心が低いだろうというふうには思われます。しかし、先ほど言いました埋蔵文化財のほうでは、かなり舟橋村の発掘された物も研究してまとめておられます。

そういったことで、舟橋村はどこを掘っても埋蔵文化財があると言われるようなところでありまして、それだけに、各時代において舟橋村は災害も少なく、水の便やその他のことで人が常に住みついていて繁栄していたところというふうにも思えるわけですが、残念ながら、特別な物が出ているわけではありません。しかし、これらのやはり調査、記録、あるいは保管、そういったようなことを考えていく場合に、どこかで解説をつけて陳列できたらいいなというようなことも考えるわけであります。

いずれにしても、人口も3,000人を超え、芸術や文化に熱心な方もたくさんおられるわけで、ほかのところを見ますと、歴史資料館とか博物館、美術館、文化ホール、その他の文化的なものもたくさん持っておられます。小さいから持たなくていいというのではなくて、やはり夢を持って、いつかは整備していくというようなことが必要であろうというふうに考えているわけであります。

一方、スポーツとか体育ということについてであります、やはり人口が増加してき

て学校の生徒数も増え、仮に言いますと、中学校の体育館も部活動や何かで結構、よく土日でも使われます。テニスコートあたりも、なかなか混雑するくらい使われております。

ということは、いろいろと社会体育で利用する場合でも順番待ちといいますか、調整しないとなかなか思うようには利用できないと。すなわち、制限・制約を受けるわけがあります。村民も増え、ニーズ、そしてまた、その内容も多様化してきている中で、それらに対応なり、こたえることのできるような施設の充実も考えていかなければなりません。

滑川市では水産高校の跡地を大きな競技場にするというような計画も立っております。そういったことで、先ほどオレンジ・パークのことも出ましたけれども、あそこの、清水堂の新幹線の向こうのほうに、何か公園みたいになってパークゴルフ場をつくったんでしょうか、何度かあそこへたくさんの人たちが出て何かやっているのを自動車で通って見てきましたが、そういったものもできれば、やはりたくさんの人が利用するんじゃないかなというふうに思っているわけであります。

そういったことで、そういうスポーツに対しても、ほかのところではかなり力が入っているということで、すなわち、私の言わんとすることは、総合グラウンド、あるいは社会体育館、その他の競技場とかパークゴルフ場、そういうスポーツの施設を充実していく夢を持ちたいというふうに考えるわけであります。

結局はこの2つの、というのは文化財の保存、研究・調査・記録、展示・発表、団体の育成というような芸術文化活動の拠点となる場所をつくっていかなければならないんでないかなということ同時に、先ほど言いましたような学校体育施設の充実とともに社会体育、生涯学習というようなことにおいての、いろいろと環境整備も図っていかなければならない、あるいは指導者も育成していかなければならないというふうに考えるわけであります。

さて、先般、舟橋会館の利用のことで、ちょっと話を聞きました。その中で残念に思ったのは、トレーニング室が機器の故障や型が古くなったり何かで、あるいは指導者がいないということで、その利用が非常に低いという話でありました。あれをつくってほしいということについては、私もその中の一人であったわけですが、はっきり言いまして、やっぱり体育館があって、それと一体になってトレーニング室があり、週に何度かでいいですから指導者がつきますと、この利用が非常に活発になるのは目に見えており

ます。

それから、ゲートボールあたりにおいても、やはり冬場あたり、年配の方、気の毒だなと思うんで、社会体育館などができてピロティーに、その中に入り、今度コートをつくれば利用も高くなるかなということも考えます。

それで、これだけトレーニング室の利用が低いのであれば、残念ながら、やがてはそういうものをまた復活しますということで活動を休止して、これをほかの面で有効利用、多目的に利用していくということもいいんでないかなと。仮に言いますと、ぼんどり太鼓やダンスやその他いろんな体を動かすようなことにおいて、あそこは床が大変しっかりしているし、大きな鏡もあります。そういったことに利用したり、あるいは簡単なものを陳列するようなこととか、もう一つは舟橋にもそれなりにいいところがあり、あるいはあったということで、そういったものを映像や音声で、スイッチを押せば、タッチパネル式で紙芝居や、あるいは漫画化されたような内容でもいいですから、いろいろと村の歴史やそういった埋蔵文化財あたりも時代的にその映像で見られるというようなこととか、そういったことを、今回村史もできるわけですから、そういう研究の中でまとめていただいて、整備していったらいいなというのであります。

そういったことで、今回は教育長に、今後どういう構想を持っておられるか、そしてまた、その中で内容の充実、施設等の充実というものの計画、第4次総合計画の中では漠然としておりますので、現在答えられることをお願いしたいなというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（竹島貴行君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 塩原議員の、文化施設やスポーツ施設の充実についてのご質問にお答えしたいと思います。

「村民が村のことを知っているむらづくり」「村の歴史・埋蔵文化財などの周知」「老若男女の足腰がしっかりした体力づくり」「寝たきり、介護予防の推進」「参加者側にたったスポーツ環境の整備」「スポーツの団体間の連携強化」、これは、第4次舟橋村総合計画の策定に当たり、ワーキング部会で村の取り組む課題として取り上げられたものです。

そこで、これらを踏まえ、基本目標として、生涯学習・生涯スポーツ面では「図書館をはじめとした生涯学習施設の充実や、学習機会の拡充、提供に努めるとともに、スポーツ団体などと連携し、村民のスポーツへの参加促進を図る」、また、芸術・文化・交流

活動面では「地域の歴史・文化に対する理解を深め、文化財、伝統行事などの保護に取り組むとともに、住民の主体的な芸術活動を推進し、また国際交流をはじめとする各種交流活動の充実を図る」としています。

ご承知のとおり、この総合計画指針のもとに、各施設、各関係者が活力あふれるまちづくりの目標実現のため努力しているところでございます。

議員さんから、幾つか現在抱えている問題について指摘の上の質問でありましたが、文化施設、スポーツ施設につきましては、現在のところ、建設予定はございません。しかしながら、先ほど申しました基本目標を実現する上で、ご指摘の文化財の保存や村民のニーズに対応できる芸術・文化活動の振興を図るための拠点づくり、生涯スポーツの環境整備、指導者の育成など諸問題に関しましては、塩原議員が教育長としてかじ取りをされてこられました実績を踏襲しながら、改善すべきところは改善し、解決策を模索していきたいと思います。

各施設の活用状況について、少しご報告いたします。

舟橋会館の年間利用者数は、会合を除きまして、平成22年度、月平均約4,200名の方が利用され、まさに舟橋村の生涯学習の拠点施設となっております。また、図書館におきましても、村内外を問わずたくさんの方々に利用されており、県内外から注目を集めています。ちょうど本日も静岡県におきまして、文部科学省主催の平成23年度生涯学習機関等の連携に関する実践研究交流会全国大会で職員が図書館の取り組みを紹介しております。

博物館も美術館も舟橋村にはありませんが、たくさんの利用者を引きつける要因には各施設とも第一義的な機能、すなわち図書館であれば資料の提供、資料の保存、レファレンスなどの大切な機能をしっかり果たしながら、副次的な機能として談話室などを利用し、各種展示会やおはなし会、コンサートなどを活発に展開するなどし、村民の諸要求・期待にこたえているところにあると思います。

このようにお互いが持つものを利用し合い、欠けるものを補うことによって住民の生涯学習が豊かになります。この方策は、「日本一小さな村」という特色ある村づくりの上で必要不可欠であり、また効果的であると考えております。

今後、さらに各施設の諸資源を活用し合い、また施設間の協力体制、また各種団体とのネットワークをより強化充実し、場所の確保、整備などを進めてまいりたいと考えております。

なお、中学校グラウンドの夜間照明につきましては、今後、夜間開放に向け整備を進めてまいり計画を策定する予定があります。

議員さんには、教育長として、これらの問題に取り組んでこられました。運営のノウハウを伝授していただくとともに、村長はじめ議員の皆様との協議の上で、今後とも諸生涯学習事業の調整を効果的に行い、小さな村だからこそできる特色ある村づくりに文化・スポーツの両面から取り組んでいきたいと思っております。

これをもちまして、私の答弁といたします。

○議長（竹島貴行君） 塩原 勝君。

○2 番（塩原 勝君） 会館のトレーニング室の件についてちょっとお聞きしたいんですが、本来の質問とちょっと離れるかもしれませんが、今後どのように考えておられるかという点が一つであります。それと、先ほども言いましたいろんな文化、歴史、その他で幾つかのことが舟橋村としてはあるわけですが、そういったものを、先ほど言いましたように、映像、音声で、そこへ行ってスイッチを押せば大体わかるというふうにしていきたいわけですが、これについては何か構想がないか、この点、お願いしたいと思います。

○議長（竹島貴行君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 今ほどトレーニングルームについて質問がございましたが、現在のところ、トレーニングルームは今後どのように使うかというところではないかと考えております。

なお、文化財等並べるということについても話がありましたが、それは状況に応じてそのように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（竹島貴行君） 8 番 前原英石君。

○8 番（前原英石君） 前原です。よろしく願いをいたします。

私の質問が、ことし最後の質問ではないかというふうに考えております。村長をはじめ答弁をいただきました皆様には、真摯に明快な答弁をいただき、本当にありがとうございました。質問につきましても、住民の皆様に関わりやすい質問を行ってきたつもりでございます。今回の質問につきましても、同様な答弁をお願いしたいと思っております。

それでは、私の一般質問に入ります。

私は、この12月定例議会において、通告をしております舟橋村情報セキュリティポ

リシーの運用についての質問と、舟橋村人材育成基本方針のさらなる推進について、2点の質問をいたします。

まず、舟橋村情報セキュリティポリシーの運用についての質問ですが、本村では平成16年1月7日に当局側からの提案で舟橋村情報セキュリティポリシー要領第1号が策定され、議会にも示されております。それには、構成、目的、定義など細かに明記されております。策定をされて以来8年が経過しようとしておりますが、要領に示されているように運用をされているのでしょうか。

要領には、舟橋村の情報化、ネットワーク化もますます進展してきており、電子自治体を構築するためには、すべてのネットワーク及びすべての情報システムが高度な安全性を有することが必要不可欠な前提条件となっていると明記してあります。

I T革命により、ホームページでの情報公開、L G W A Nへの接続等、舟橋村の情報化、ネットワーク化も進展してきている現在、サイバーテロに対しての情報保全対策やL G W A N、そして住民基本台帳、また税金や料金など各課でを使用をしているシステムなどの安全性はどのように保たれているのか。

また、人的ミスでデータが失われたり、復旧が不可能になった場合や、システムのトラブルや機械的な問題でシステムエラーが生じた場合のバックアップはどのようになされているのか。また、それぞれの担当者は、日々バックアップのための作業を行っているのか。

要領の定義には、それを管理する村長部局や各行政委員会、各教育機関についての部局も示されておりますが、部局、委員会などはどのように構成をしておられるのか。

また、定期的にセキュリティ監査の実施行うとあるが、各部局でだれがどのように監査を行っておられるのか。

また、それらに関して、職員の共通認識を求めるための危機管理教育はどのように行われているのか。

住民が安心して個人情報を預けられるよう日ごろの業務においても情報セキュリティポリシーが遵守されながら、それに携わる職員それぞれが危機管理意識を持ち業務に携わってほしいと思います。

先日、12月12日に地方公共団体を相互に接続している行政専用ネットワークであるL G W A Nの更新作業が行われたようですが、本村ではその作業が、勤務時間内といえますか、営業時間内に行われたと聞いております。この移行作業は当然L G W A N回

線が遮断されることから、県内の市や町では営業に支障が出ないよう、そして移行作業中に万が一トラブルが発生した場合に長時間ほかのシステムや業務に影響が出ることを懸念し、業務時間外に対応をしていると聞いております。

しかしながら、本村では業務時間内の午前中に作業が行われ、その間一時的ではありますが、ネットワークが遮断されたことになります。作業自体は順調に終了したと聞いております。業務への影響もなかったとのことですが、万が一順調にいなかった場合のことを考えることが危機管理意識ではないでしょうか。少しの時間だから大丈夫だろうとか、トラブルは起こらないだろうとか、そんな甘さが大きな問題に発展するきっかけとなるのではないかと思います。

更新作業中のトラブルが発生し、遮断状態のときに国から緊急情報が送られてきた場合や窓口はそのシステムに関するお客さんが来ておられた場合、どのように対応するつもりだったのか疑問が残ります。セキュリティポリシーがしっかりと遵守されているのであれば、このような勤務時間内、営業時間内の更新作業は行わないのではないかと考えます。

最後に、高度な安全性とはどのようなものだと認識をされているのか、村長にお聞きします。

続きまして、2点目でございます。舟橋村人材育成基本方針のさらなる推進についてお聞きします。

第4次総合計画も策定され、住民に対して、これからこの村が向かうべき方向も示されました。この村の目指す姿（将来像）や基本理念を設定するとともに、これからそれを実現していくための方向性や具体的に取り組む施策についても、今後、金森村長からは多くの施策が打ち出され、提案がなされることと大いに期待をしている一人でございます。また、職員の皆さんにおいても、金森村長に対して多くの建設的な提案をしてほしいものだと考えます。

これから総合計画を実現していくためのまちづくりに向け、意欲と能力を持ち、村民から信頼される職員を目指して、より一層村民にとって人材と認められるように進化していったほしいと思います。

今後、地方分権が一層本格化するであろうと考えられますが、職員は、本村における総合的な行政主体として、自己決定と自己責任のもと、高度化・多様化する住民ニーズへの迅速かつ的確な対応など本村におけるさまざまな課題を自主的かつ主体的に明快に

舟橋らしさあふれる個性豊かで活力と笑顔に満ちた魅力あるまちづくりを推進していったほしいと考えます。

そこで、平成18年3月に策定されました舟橋村人材育成基本方針のさらなる推進と、この人材育成方針の具体化が必要と考えますが、どのように考えておられますか。

また、案ではございますが、舟橋村職員提案実施要綱を策定されればどうかと考えます。それを策定することで、職員の村政運営に創造的な提案を奨励することにより、個々の職員の政策立案能力も向上すると考えますし、それによって舟橋村の行政水準も格段と向上するのではないかと思います。

以上、副村長に答弁をお願いいたします。

○議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 前原議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、舟橋村情報セキュリティポリシーについてであります。

議員ご指摘のとおりでございますけれども、もう一度改めて申し上げますと、情報セキュリティポリシーとは、村が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものを総称するものでありまして、また業務に携わる全職員、非常勤・臨時職員及び外部委託業者に浸透・普及・定着させるものでありまして、安定的な規範であることが要請されているところであります。

しかし、一方では通信技術の進歩等に伴う情報セキュリティーを取り巻く急速な状況の変化へ柔軟に対応することも必要であります。本村では、情報セキュリティポリシーを一定の普遍性を備えた部分——基本方針と申しておりますけれども——と、情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分、これにつきましては対策基準というものを導入しておりますけれども、分けまして策定しているところであります。

具体的な運用方法に関しましては、舟橋村情報セキュリティ共通実施手順を作成しておりますが、共通手順書の内容に関しては、内部規定のため公表できないこととなっております。ということで、ご理解をいただきたいと思いますというわけであります。

さて、サイバーテロ等への対応のことでございますけれども、それともう一つはシステムのバックアップに対しての質問であったと思います。舟橋村情報セキュリティ共通実施手順書に緊急時対応計画等が定められておりまして、その手順に準拠しているところであります。

また、管理体制につきましては、副村長を最高情報統括責任者といまして情報化

推進委員会を構成しております。そして、そのメンバーには、副村長、各課長、情報担当者が加わっておるところであります。

次に、セキュリティ監査につきましては、年1回情報担当者による内部監査を実施しております。指摘事項があれば情報化推進委員会に諮り、改善を指摘しておるところであります。また、平成20年度には外部監査を受けておりますが、大きな指摘事項はなかったと報告を受けておるところであります。

先ほどLGWANのことで前原議員さんが質問をされたと思っておりますけれども、この更新の関係でございますけれども、これにつきましても、私もそういった担当の職員を含めて話を、どのような取り組みになっているのかということで事情を聞いたところでございますけれども、今ご指摘のとおり、業務の中で、何といたしますか、時間を別に設けなくて業務時間の中でやったということで、その取り組みにつきましては、万全を期してやるので心配要らないというふうに確認をしておるということで申し上げたいと思っておりますけれども、そのように対応しているということをこの席で申し上げたいと思っております。

これまでにマスコミ報道されている情報漏えいの原因の多くは内部要因、つまり私は人的なミスによるものであると思っております。情報を取り扱う者のセキュリティレベルといたしますか、質を向上させるということが私はかなめであるというふうに思っております。

そしてまた、セキュリティレベルというのは、平均レベルというものと違しまして、全職員の中でセキュリティ意識が一番低い人のレベルがその団体のセキュリティレベルというふうにも一般通念上言われているところでもあります。こういったことからいきますと、やはり職員のこういったセキュリティレベルを上げるというのは一番大切だと私は思っております。

このことから、幾ら情報技術が高度化しても取り扱う者の意識が向上しなければ情報漏えいは起きやすい、あるいはまた、なくなるというものでないというふうに理解しておるわけでありまして、議員のご指摘の高度な安全性とは、何よりも職員のセキュリティ意識のレベル向上にあるというふうに私は思っておりますので、今後ともそういった職員研修等含めまして、そういった人的対策の強化といたしますか、それに努めてまいりたいと、このように思っております。

いずれにしましても、情報が漏れるというのは非常に遺憾なことでありますので、十

分そういった点に配慮してまいりたいと、今後とも努めてまいりたいと、こういうふう
に思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で私の答弁にかえさせていただきます。

○議長（竹島貴行君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 前原議員さんの、舟橋村人材育成基本方針のさらなる推進につ
いてのご質問にお答えさせていただきます。

地方分権の推進、国・地方ともに財政状況の悪化、住民の関心の高まり等、市町村を
取り巻く社会環境は大きく変化している中、自治体運営にも新たな視点での運営が求め
られております。

第4次総合計画で示されました村の将来像は「命かがやく 笑顔あふれる しあわせ
いっぱい ふなはし」であり、その実現に向けた一番目の基本目標は「協働でともに進
めるまちづくり」と定めております。

行政に求められておりますことは、住民が望んでいる公共サービスをすぐに反映し、
満足度を高めることでございます。その実現のために定めました舟橋村人材育成方針で
は、職員一人一人の能力を生かしながら組織としての能力を高めていくため、職員研修
や職場環境の整備等を行うとしております。村の職員は20代、30代の若手・中堅職
員が多く、住民が求める新たな行政課題にも柔軟に対応できる構成と今現在になってござ
います。

人材育成の観点に立ったご質問や職員研修等の取り組みにつきましては、これまでも
たびたびご質問をいただきまして、答弁をさせていただいております。昨年12月議会
でも具体的な内容をお答えするとともに、職員提案から生まれました活動として、図書
館で小さな子どもたちを対象とした読み聞かせ活動でございます「役場おはなし隊」が
新聞紙上に掲載されましたことや、おもてなしの第一歩は「きれいな役場」ということ
で、庁舎及び公民館玄関の清掃活動等をしていることを紹介させていただきました。

しかし、公務員としての使命と責任を自覚し、村民に信頼される職員を目指して策定
しました人材育成方針でございますが、「役場はサービス業」という基本的な事柄を全職
員に徹底し切れていなかった面があることも事実でございます。笑顔のあいさつや親切
な応対といったことは基本中の基本でございます。基本を守る、当たり前のことをきち
んとやるという意識の希薄化がサービス低下につながります。

先般発生いたしました水道断水事故におきましても、担当者、施工業者等の十分な打

ち合わせ、施工管理の確認等の基本的なことを一つ一つ確実に行わず、「やってあるだろう」「行われているだろう」との思い込みがあったのだろうと思っております。

現場に出て問題点を確認し、解決方法や手段を考えてまた現場に返す。足を使う作業の繰り返しを着実に行うことが一歩前に進むことのできる唯一の方法でございます。このことは、工事発注業務だけではなく、すべてに当てはまることと思っております。

住民の皆さんのお話を丁寧に聞き、一緒に悩み、解決策を見出し、その内容をお伝えし安心してもらうこと。中にはご相談内容に沿えないこともあるかと思いますが、そのときはきちんと理由をご説明し、納得していただくよう徹底いたしまして、住民との信頼関係をより深め、今後の住民サービス向上に努めてまいりたいと思っております。

今回の事故では住民の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、議員各位にご心配をおかけしましたこと、改めておわびを申し上げます。

職員提案実施要綱の制定につきましては、県内でも複数の自治体で制定済みと聞いております。議員お話ございましたとおり、これを制定することによって職員の政策立案能力が格段にアップすると、私もそのように感じております。

サービス向上につながりますアイデアはすぐ実行に移せるという小さな自治体の利点を生かしまして、村に合った制度として運用できるかどうかも含めまして、周辺自治体の動向も調べまして、今後、調査研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜ればというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹島貴行君） 以上をもって一般質問を終結します。

議案第1号から議案第13号まで

○議長（竹島貴行君） 日程第2 議案第1号から議案第13号まで13案件を一括議題とします。

（質 疑）

○議長（竹島貴行君） 提案理由の説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島貴行君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（竹島貴行君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島貴行君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（竹島貴行君） これから、議案第1号 舟橋村災害弔慰金の支給等に関する条例一部改正の件、議案第2号 舟橋村災害対策本部条例一部改正の件、以上2案件を一括して採決します。

議案第1号、議案第2号を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、議案第2号は原案のとおり可決・承認されました。

これから、議案第3号 平成23年度舟橋村一般会計補正予算（第5号）、議案第4号 平成23年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成23年度舟橋村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成23年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、以上4案件を一括して採決します。

議案第3号から議案第6号まで4案件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹島貴行君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号から議案第6号まで4案件は原案のとおり可決・承認されました。

これから、議案第7号 平成22年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第8号 平成22年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第9号 平成22年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第10号

平成２２年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第１１号 平成
２２年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第１２号 平成２２
年度舟橋村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第１３号 平成２２年度
舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件、以上７案件を一括して採決
します。

議案第７号から議案第１３号まで７案件を原案のとおり決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹島貴行君） 起立全員であります。

したがって、議案第７号から議案第１３号まで７案件は原案のとおり可決・承認され
ました。

日 程 の 追 加

○議長（竹島貴行君） ただいま、村長から、報告第１号 専決処分の承認を求める件、
追加議案第１号 平成２３年度舟橋村一般会計補正予算（第６号）が提出されました。

これを日程に追加し、報告第１号を追加日程第１に、追加議案第１号を追加日程第２
に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第１号を追加日程第１に、追加議案第１号を追加日程第２に追加し、
議題とすることに決定しました。

報 告 第 １ 号 、 追 加 議 案 第 １ 号

○議長（竹島貴行君） 追加日程第１ 報告第１号 専決処分の承認を求める件、追加日
程第２ 追加議案第１号 平成２３年度舟橋村一般会計補正予算（第６号）を議題とし
ます。

（提案理由の説明）

○議長（竹島貴行君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） ただいま追加提案いたしました案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、平成23年10月21日に京坪川付近で発生いたしました事故について相手方との和解が成立し、損害賠償の額を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

追加議案第1号 平成23年度舟橋村一般会計補正予算（第6号）につきましては、さきに専決処分いたしました損害賠償につきまして、賠償金100万円、医療費6万2,000円のほか、弁護士費用10万円の支払に係るものであります。その財源といたしましては、予備費を充てております。

以上、追加提案いたしました案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹島貴行君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（竹島貴行君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島貴行君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（竹島貴行君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島貴行君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（竹島貴行君） これより、追加議案第1号 平成23年度舟橋村一般会計補正予

算（第6号）を採決します。

追加議案第1号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹島貴行君） 起立全員であります。

したがって、追加議案第1号は原案のとおり可決・承認されました。

日 程 の 追 加

○議長（竹島貴行君） ただいま、明和善一郎君ほか2名から、議員提出議案第1号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書、議員提出議案第2号 「障害者総合福祉法のサービスと介護保険法のサービス」を当事者の意思で選択・併用を求める意見書、山崎知信君ほか3名から、議員提出議案第3号 並行在来線の持続可能な安定経営実現を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第1号を追加日程第3に、議員提出議案第2号を追加日程第4に、議員提出議案第3号を追加日程第5に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を追加日程第3に、議員提出議案第2号を追加日程第4に、議員提出議案第3号を追加日程第5に追加し、議題とすることに決定しました。

議員提出議案第1号から議員提出議案第3号まで

○議長（竹島貴行君） 追加日程第3 議員提出議案第1号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書、追加日程第4 議員提出議案第2号 「障害者総合福祉法のサービスと介護保険法のサービス」を当事者の意思で選択・併用を求める意見書、追加日程第5 議員提出議案第3号 並行在来線の持続可能な安定経営実現を求める意見書を議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（竹島貴行君） 提案理由の説明を求めます。

明和善一郎君。

○４番（明和善一郎君） 私は、前原英石議員、塩原勝議員の賛同を得まして、追加日程第３になっております議員提出議案第１号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書と、もう１点、議員提出議案第２号になっております「障害者総合福祉法のサービスと介護保険法のサービス」を当事者の意思で選択・併用を求める意見書につきまして提案を申し上げます。

１番目のサイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書を読み上げて提案させていただきます。

サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書

衆議院や参議院、政府機関を狙ったサイバー攻撃が明らかになり、サイバー攻撃に対する国民の不安はこれまでになく高まっている。

わが国の重要な情報がサイバー攻撃で海外に流出することは、国益に大きな影響があり、政府が一体となってサイバー攻撃・情報保全対策を構築することが求められている。

特に現在、不定期開催となっている情報セキュリティ政策会議を定期開催することや、情報保全の聞き分析、内外情勢分析、諸外国の政策動向等を定期的に国会に報告することで、わが国の情報保全対策に対する決意を内外に示すこととなる。

よって、政府及び国会におかれては下記の事項について積極的に実現を図り、サイバー攻撃に対する国民の安心・安全を守るよう強く求める。

- １．国家としての安全保障の観点から、情報保全の基本戦略を早急に構築すること。
- ２．防衛省はわが国の防衛調達に関する情報管理、保秘体制を強化すること。
- ３．政府は重要な社会基盤に対するサイバー攻撃の可能性を評価・検証し、地方自治体に対するサイバー攻撃対策についても、早急に戦略を構築すること。
- ４．民間の優れた人材の技術を活用し、官民一体となった情報保全対策を構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成２３年１２月１６日

舟 橋 村 議 会

提出者 舟橋村議会議員 明 和 善一郎

賛成者 舟橋村議会議員 前 原 英 石

賛成者 舟橋村議会議員 塩 原 勝

次、「障害者総合福祉法のサービスと介護保険法のサービス」を当事者の意思で選択・併用を求める意見書。

「障害者総合福祉法のサービスと介護保険法のサービス」を

当事者の意思で選択・併用を求める意見書

2006年12月、国連で採択された「障害者権利条約」の批准をめざし、いま、国内法の整備がすすめられている。そのため、政府は2010年1月7日、障害者自立支援法違憲訴訟団と「基本合意」文書に調印し、同年1月12日、障害者制度の集中的な改革をめざす意見をまとめる「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」）が発足した。

2010年4月、「推進会議」のもとに、障害者、障害者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等55人からなる「総合福祉部会」（以下、「部会」）が設けられ、この「部会」は「応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、2013年8月までの施行をめざす障害者総合福祉法（仮称）の「骨格堤言素案」が発表された。

この中で、介護保険法との関係について、全国各地の障害者、障害者家族から、「障害者が介護保険対象年齢の後でも、それまでの生活の継続を保障してほしい」、「40歳以上の特定疾患をもつ者も、本人が希望すれば、障害者福祉の利用ができるように」など、現行の介護保険優先原則を見直し、障害者総合福祉法と介護保険法のサービスを選択・併用できるようにすべきとの要望が出されている。

ついで、国会ならびに政府関係機関におかれては、平成24年度通常国会に上程される予定の障害者総合福祉法（仮称）法案では、「障害者総合福祉法（仮称）のサービスと介護保険法のサービスを、当事者の意思で選択・併用」ができるようにすべきと考える。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月16日

舟 橋 村 議 会

提出者 舟橋村議会議員 明 和 善一郎

賛成者 舟橋村議会議員 前 原 英 石

賛成者 舟橋村議会議員 塩 原 勝

以上でございます。

○議長（竹島貴行君）引き続き提案理由の説明を求めます。

山崎知信君。

○5番（山崎知信君） 私のほうからは、議員提出議案第3号 並行在来線の持続可能な

安定経営実現を求める意見書です。

議案、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

23年12月16日提出、山崎知信以下3名の方がごぞいます。

並行在来線の持続可能な安定経営実現を求める意見書

北陸新幹線の開業が迫るなか、並行在来線の運行計画や運賃水準等について、県民の関心や懸念が高まっている。また、来年度の準備会社設立に向けて、県、市町村、民間の出資規模等の検討が必要となっている。

県の収支予測によると、鉄道資産が簿価で譲渡され、三セク会社が老朽化した車両等の更新を行うとなれば、多額の初期投資を公的支援する必要がある、そのうえに大幅な運賃値上げが懸念されるという、誠に深刻な状況にある。県民の日常の足である並行在来線を守るためには、国による支援の拡充とともに、鉄道資産の無償譲渡や早期の新型車両導入はもとより、譲渡前の施設設備の補修、整備、三セク要員の育成や出向人件費の負担軽減など、JRの多様な支援が不可欠である。

さらに、特急の利便性の確保や城端線、氷見線、高山本線の活性化、並行在来線との連携など、JRは地域の鉄道事業者として、経営分離後の公共交通の維持にできる限りの協力を行うことが求められる。

よって、本村議会は、並行在来線が将来にわたって持続可能となる制度・補助体系の創設を国に求めるとともに、JRに対して、その公共交通に対する社会的責任をふまえ、並行在来線の安定経営等にできる限りの支援を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年12月16日

舟 橋 村 議 会

提出者	舟橋村議会議員	山 崎 知 信
賛成者	舟橋村議会議員	野 村 信 夫
賛成者	舟橋村議会議員	川 崎 和 夫
賛成者	舟橋村議会議員	森 弘 秋

○議長（竹島貴行君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

○議長（竹島貴行君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書、議員提出議案第2号 「障害者総合福祉法のサービスと介護保険法のサービス」を当事者の意思で選択・併用を求める意見書、議員提出議案第3号 並行在来線の持続可能な安定経営実現を求める意見書を採決します。

議員提出議案第1号、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書、議員提出議案第2号 「障害者総合福祉法のサービスと介護保険法のサービス」を当事者の意思で選択・併用を求める意見書、議員提出議案第3号 並行在来線の持続可能な安定経営実現を求める意見書は、原案のとおり承認されました。

○議長（竹島貴行君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村長から発言要求がありますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会に提出いたしました14議案、そしてまた報告1件につきまして、皆さん方のご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

ここで1年を振り返ってみますと、今年は3月11日、我々が全く経験したことのない、未曾有の大震災が発生いたしました。これは東日本大震災でございますけれども、死者と行方不明合わせまして2万人近い、そういった尊い人が犠牲となったということもありましたし、それからまた、9月の上旬では台風12号によって九十数名の方が、死者、行方不明の方がおいでになった。それからまた、9月の下旬といいますか、20日前後になるわけでございますが、これも台風15号で、合わせまして十数名の方が死者と行方不明になっておると。こういうのは、何といいますか、自然災害の恐ろしさと

いうものを本当に実感した年でなかったらどうかと、こういうふうに思っておるわけがあります。

一方、村内におきましても、本当に皆さん方にも、あるいはまた、村民の方に大変ご心配をかけた出来事が2件ほどあったわけであります。一つは、申すまでもなく、きょうの追加議案にさせていただきましたけれども、保育所の園児の事故があったということでありまして、それからまた、断水ということで大変皆さん方に迷惑をかけた。こういうことが発生したわけでありまして、私たちは本当にそういうことに今後とも細心の注意をしていかなくちゃならんと。それぞれを十分検証いたしまして、再発防止といいますか、二度と事故が発生しないように努めてまいりたいと思っておりますので、どうか皆様方のご理解とご支援を賜りたいと思っております。

本年も余すところもう2週間足らずとなりましたけれども、どうか皆様方にはご健康でよい年を迎えられますようご祈念申し上げて、大変簡単でございますけれども、御礼の言葉にかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

○議長（竹島貴行君） これで本日の会議を閉じ、平成23年12月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時20分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成23年12月16日

議 長 竹 島 貴 行

署 名 議 員 塩 原 勝

署 名 議 員 野 村 信 夫